

JICPA、「開示・監査制度の在り方に関する提言 －会社法と金融商品取引法における開示・ 監査制度の一元化に向けての考察－」を公表

日本公認会計士協会（以下「JICPA」）は、2015年11月13日、開示・監査制度一元化検討プロジェクトチームによる報告「開示・監査制度の在り方に関する提言－会社法と金融商品取引法における開示・監査制度の一元化に向けての考察－」を公表した。

本報告では、第1部において、企業情報開示のるべき姿の実現に向けて、「法定開示における財務情報の一元化及び監査の実質的一元化」及び「るべき情報開示及び株主総会関連のスケジュール」に関する提言、第2部において、現行制度を前提とした持続的な企業価値の創造に向けた企業と投資家との対話の促進のためのるべき方向性として、「建設的・有意義な対話を可能とするコミュニケーション・スケジュールの重要性」についての提言が示されている。

ポイント

本報告では、開示・監査制度の在り方に関して、以下の提言が示されている。

- 会社法と金融商品取引法（以下「金商法」）の法定開示における財務情報は一元化し、監査も実質的に一元化すべきである。
- 各上場会社が、株主・投資家による1ヶ月程度の議案検討期間を確保したスケジュールで情報開示を含む株主総会関連日程を設定すべきである。
- 上記に従い、定時株主総会開催日の設定にあたっては、従来の決算日後3ヶ月以内の開催には拘らず、決算日後3ヶ月を超える日程での開催も当然のこととする柔軟な対応により、株主総会の分散化を図るべきである。

I. 検討の経緯

2014年6月24日に閣議決定された「日本再興戦略」改訂2014の「緊急構造改革プログラム」において、新たに講すべき具体的施策として、「コーポレートガバナンス・コードの策定」と「持続的な企業価値の創造に向けた企業と投資家との対話の促進」が掲げられた。

また、2015年6月30日に閣議決定された「日本再興戦略」改訂2015では、「持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進」として、金融審議会において、会社法、金商法、証券取引所上場規則等に基づく開示を検証し、重複排除や相互参照の活用、実質的な監査の一元化、株主総会関連の日程の適切な設定等を含め、統合的な開示の在り方について総合的な検討を行い、今年度中に結論を得るものとされており、今後、対話促進研究会報告書における提言につき、さらなる具体的な検討が行われるものと想定される（関連ニュースフラッシュ：「[日本再興戦略」改訂2015－未来への投資・生産性革命－を閣議決定](#)）。

JICPAでは、株主・投資家の受け取る財務情報の質・量、比較可能性、有用性等の観点からの「有価証券報告書の財務諸表と計算書類の実質的一元化」、会社法と金商法の監査報告書の日付の相違による弊害克服の観点からの「会社法と金商法に基づく監査制度の一元化」について、かねてから検討を行ってきており、2009年5月公表の「上場会社のコーポレート・ガバナンスとディスクロージャー制度のあり方に関する提言－上場会社の財務情報の信頼性向上のために－」において、提言という形で取りまとめを行っている。

本報告は、2014年7月、この提言を踏まえ、不正リスク対応基準の適用開始に伴う監査環境の変化や、かねてから主張してきた後発事象の問題等の観点から、開示・監査制度一元化検討プロジェクトチームを発足し、「コーポレートガバナンス・コード」の適用や対話促進研究会報告書における提言内容を前提としつつ、改めて会社法と金商法による開示・監査制度の一元化に向けた検討をし、提言として取りまとめを行ったものである。

II. 主な提言の内容

1. 法定期報書類における財務情報の一元化及び監査の実質的一元化

(1) 開示の二元性

我が国において、上場会社は、会社法に基づく計算書類及び金商法に基づく有価証券報告書の財務諸表を作成しており、それぞれの法令に基づき別々の書類の作成が求められる現状にある。本報告では、会社法と金商法における財務情報の内容は、想定する情報利用者や利用目的、情報提供方法の違いから差異があるものの、情報提供機能の観点からは実質的に同一の役割を担っており、より詳細な開示内容を含む金商法の開示をベースに、会社法固有の開示項目については別途手当てを行うことにより、会社法の想定する情報としても十分なものとなり得るとの考えが示されている。

また、同様の理由から、計算書類と財務諸表以外の部分、すなわち、会社法の事業報告と金商法の経理の状況より前の記載部分についても、可能な限り1つの開示に集約することが望ましいとの見解が示されている。

本報告では、さらに、二元的な法定開示制度により会社法と金商法それぞれの財務情報が異なるタイミングで開示されるという状況について、株主・投資家の視点及び作成者・監査人の視点から、見直しの必要性について検討している。

(2) 後発事象の問題

本報告では、会社法と金商法に基づく二元的な法定開示制度により、異時点で監査報告書が付されるという我が国の現状が、有価証券報告書の修正後発事象に係る我が国固有の取扱いの必要性を生じさせるものとなるが、結果として、二元的な法定開示を前提としない諸外国の年次報告書にはない、後発事象の問題という我が国固有の問題を生じさせる要因となってしまっていると指摘している。

※我が国では、会社法の計算書類と金商法の財務諸表との單一性を重視し、会社法監査報告書提出後、金商法監査報告書の提出までに発生した修正後発事象については、有価証券報告書では開示後発事象に準じた取扱いをすることとしている。

また、会社法監査報告書日には認識できない内部統制上の「開示すべき重要な不備」が金商法の内部統制監査報告書日までに特定された場合、会社法の監査役の監査報告書と金商法の内部統制報告書または監査人の内部統制監査報告書との間に不整合が生じ、株主・投資家の理解を妨げることにも繋がりかねないと指摘している。

諸外国のように法定開示における財務情報が一元化され、これに対する監査も監査報告書日を同一日付とすることで実質的に一元化できれば、作成者及び監査人の作業負担は相当程度解消され、会社法の監査役監査報告書と金商法の内部統制報告書及び監査人の内部統制監査報告書との間の不整合の可能性といった問題も克服できるとの見解を示している。

以上(1)、(2)を踏まえ、本報告においては、以下の提言が示されている(提言1-1)。

- 投資家が必要とする十分な情報を効果的かつ効率的に提供するとともに、情報開示の不効率性及び監査対象の重複、後発事象の取扱いといった、二元的開示制度による我が国固有の問題点を克服するため、会社法と金商法の法定開示における財務情報は一元化し、監査も実質的に一元化すべきである。
- 会社法と金商法の法定開示における財務情報の一元化を考える場合には、それぞれの制度目的を達成できる方法で一元化を実現すべきである。より詳細な開示内容を含む金商法の開示をベースとし、単体開示については関連当事者注記等の会社法固有の開示項目についても整理することで、会社法の想定する情報としても十分なものとなり得ると考えられる。
- 法定開示における財務情報の一元化の具体的方法としては、会社法と金商法それぞれの制度目的を達成できる单一の開示内容で有価証券報告書を作成し、ここで開示される財務情報を会社法上の計算書類としても用いることができるよう法令改正を行い、その情報を基に会社法上の株主への財務情報の伝達を行うことが考えられる。

2. るべき情報開示及び株主総会関連のスケジュール

本報告では、法定開示の財務諸表の一元化した際のるべき開示スケジュールを考えるうえでは、すでに適用が開始されているコーポレートガバナンス・コードや、望ましい情報開示の実現に向けて検討が行われた経済産業省「持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会報告書」(以下「対話促進研究会報告書」)における株主・投資家のニーズ等を踏まえた方向で考えることが有益であるとして、以下のとおり検討を行っている。

(1) コーポレートガバナンス・コードの適用

本報告では、コーポレートガバナンス・コードの適用により、上場会社は、株主総会が株主との建設的な対話の場であることを認識し、①株主総会において株主が適切な判断を行うことに資する十分な情報提供を行うとともに、②情報の正確性を担保したうえでの十分な議案検討期間を確保し、③株主との建設的な対話の充実やそのための正確な情報提供等を考慮した株主総会関連日程の適切な設定を行う(またはコンプライしない理由を説明する)ことが必要となってくるとの考えが示されている。

(2) 対話促進研究会報告書における提言

本報告では、対話促進研究会報告書は、会社法上の議決権の基準日と決算日を一致させている現状が、望ましい企業情報開示を実現するうえでのスケジュール制約となっており、基準日を後ろ倒しすることにより、株主との対話を重視した株主総会スケジュールの見直しを図ることが提言されているものと整理している(関連ニュースフラッシュ: [経産省、「持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会」報告書を公表](#))。

以上を踏まえ、本報告では、コーポレートガバナンス・コードと対話促進研究会報告書における提言を実現するためのスケジュール設定の方法として、以下の提言が示されている(提言1-2)。

- 各上場会社が、株主・投資家が必要とする情報を信頼性あるものとして提供できるタイミングに基づき、1ヶ月程度の議案検討期間を確保したスケジュールで情報開示を含む株主総会関連日程を設定すべきである。
- 上記に従い、定時株主総会開催日の設定にあたっては、従来の決算日後3ヶ月以内の開催には拘らず、決算日後3ヶ月を超える日程での開催も当然のこととする柔軟な対応により、株主総会の分散化を図るべきである。
- 各上場会社が会社の規模や事業形態、開示書類作成に携わる人的リソース等の個別事情に鑑み、無理のない現実的なスケジュールを設定することにより、株主総会の分散化を図っていくことが有益である。

3. 招集通知添付書類としての財務情報の取扱い

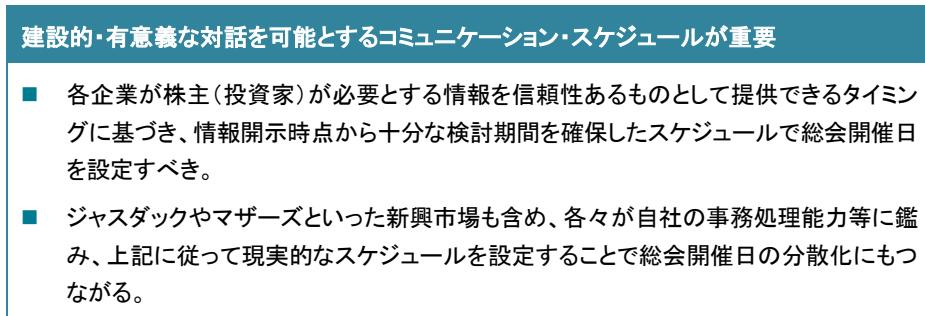
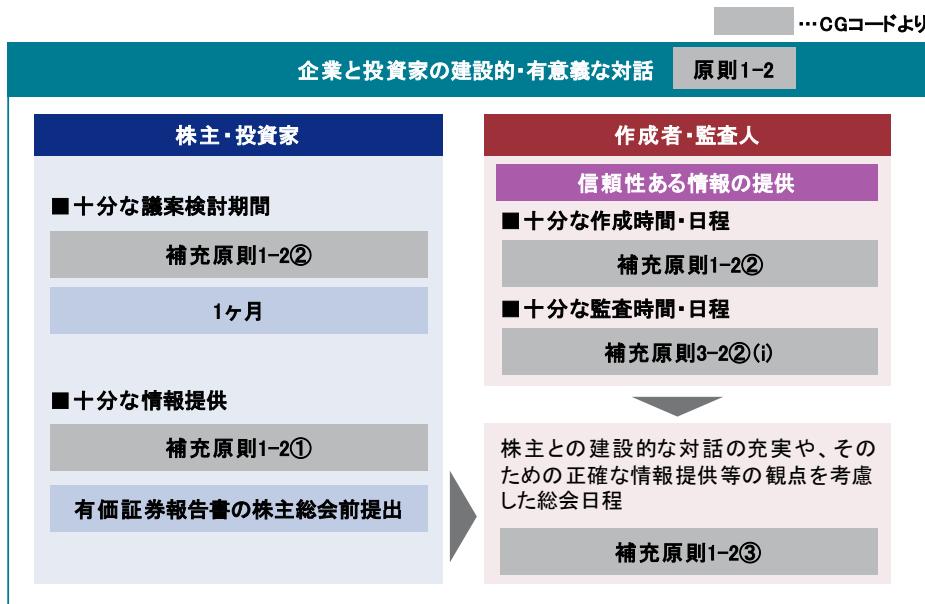
本報告では、法定開示の財務情報の一元化を考える場合、会社法の計算書類は原則として、招集通知の添付書類として書面で添付することが求められる(会社法第299条第2項)ことから、印刷・発送コストといった会社の負担が増大する懸念が生じるとして、招集通知添付書類の電子化等について、提案を行っている。

4. 現行制度を前提とした持続的な企業価値の創造に向けた企業と投資家の対話の促進のためのあるべき方向性

本報告では、制度改正には相当の期間を要することを踏まえ、現行制度を前提として、持続的な企業価値の創造に向けた企業と投資家の対話の促進のためのあるべき方向性について検討を行っている。

本報告では、現行制度上で対応可能な方法を前提とした場合であっても、建設的・有意義な対話を可能とするコミュニケーション・スケジュールの設定については、前述2の考え方そのまま当てはまるとの見解を示している。

【本報告P30 図表10:建設的・有意義な対話を可能とするコミュニケーション・スケジュール】

**編集・発行****有限責任 あづさ監査法人**

azsa-jgaas@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供するよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2015 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.